

令和元第3回川本町議会定例会会議録  
(最終日) 令和元年 9月12日 午前9時30分開議

議 長	おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。
々	去る6日に開会されました第3回定例会も、本日最終日となりました。連日、皆様方には熱心にご審議をいただき、ありがとうございます。ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
々	それではただちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。
々	日程第1、「委員長報告」を議題といたします。 決算特別委員会委員長から「審査報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきたいと思っております。決算特別委員会委員長の報告をお願いいたします。3番高良決算特別委員会委員長。
高良決算特別委員会委員長	令和元年9月12日。 川本町議会議長、飯田武則殿。 決算特別委員会委員長、高良敏幸。 委員会審査報告書。 本委員会は付託議案を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第76条の規定により報告します。 記。
々	議案番号、「議案第92号」、付託事件名、「平成30年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」。審査結果、「原案認定」。
々	議案番号、「議案第93号」、付託事件名、「平成30年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」。審査結果、「原案認定」。
々	議案番号、「議案第94号」、付託事件名、「平成30年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」。審査結果、「原案認定」。
々	議案番号、「議案第95号」、付託事件名、「平成30年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」。審査結果、「原案認定」。

高良決算特別委員会委員長	議案番号、「議案第96号」、付託事件名、「平成30年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」。審査結果、「原案認定」。
々	議案番号、「議案第97号」、付託事件名、「平成30年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」。審査結果、「原案認定」。以上でございます。
議長	以上で、決算特別委員会委員長の報告を終わります。
々	それでは、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。 委員長報告の決算認定審査6議案に対する質疑はありませんか。 (「ありません」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
々	それでは、ただいま報告のありました全議案につきまして、これより討論及び採決を行います。
々	まず、「議案第92号、平成30年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。 ただいま、討論の申し出がありましたので、発言を許可します。 1番山口議員。
1番 山口議員	「議案第92号、平成30年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」 本決算は、本町の基幹産業である農業の支援、町民のくらしと福祉、子育ての支援について不十分であり、また、中小企業振興条例に基づく具体的な振興策が示されていないことなどから、反対討論を行います。 まずはじめに、邑智郡総合事務組合への電気料金の過少請求問題や三原地区県営農地開発事業における貸付金の欠損・未回収問題などにおける公金意識の甘さやコスト意識の欠如、債権保全の不十分さは、町民にとって看過できない問題であり、町行政の執行者は厳しく責任を問われなければなりません。町民の血税が湯水のごとくに扱われる一方で、地方自治法第1条に規定する「住民の健康と福祉を増進し、住民の安全をはかる」ための支出が優先されていない本決算案の認定は困難と考えます。 私たちの暮らしが大変になっている時だからこそ、安倍政権の社会保障削減くらし圧迫の間違った政治を町政に持ち込むのか、それとも、自治体が立ちのびるために、町民の暮らしと福祉を守る防波堤としての役割を果たすのか、が鋭く問われています。 決算案に対する私の評価の基準は、「日本国憲法と地方自治法に照らして、

1 番  
山口議員

町民の基本的な人権が守られ、町民の福祉の増進を図る決算案となっているかどうか」であります。

本町の管理職による元嘱託職員への障がい者差別の疑惑問題は、人間の尊厳を踏みにじり、人権をないがしろにする重大な問題で、徹底した事実の究明とそうしたことを許さない職場づくり、一刻も早い円満な解決が、監督責任者に課せられた緊急の課題と考えます。

以下、施策の主要な点について、意見と要望を述べます。

農業支援について。農業公社廃止後の農業支援体制や町が主体となつての具体的な支援策について、何ら新規の対策が示されていない旧態依然たる極めて不十分な決算状況です。有害鳥獣対策、持続可能な農業経営の実現、価格保障と生産コストをカバーし、稲作・野菜、エゴマ、有機農業等を抜本的に推進する政策が求められています。

中小企業・商工業者支援について。中小企業振興条例を踏まえ、中小企業・地元業者の振興にとって、例えば、住宅リフォーム助成制度の創設は、地域循環型経済を目指す上で重要です。町民の暮らしを改善し、地元業者を利用することにより仕事起こしにもつながります。

少子化対応について。こどもの貧困をなくし、子育てを支援し、若年層の定住化を促進する一環として、学校給食費を無償化し、食のセーフティーネットである学校給食の費用の保護者負担の軽減をはかることが必要と考えます。

高齢化対応について。必要とする人が安心して利用できる医療・介護・福祉の充実した体制をつくる事が重要です。

町民の暮らしと福祉を守り、産業の振興をはかる決算を求めて、私の討論を終わります。

議 長

ただいま、反対討論がありましたが、賛成討論のある方はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

「議案第92号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。

この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「多数」であります。

々

よって、「議案第92号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。

々

続いて、「議案第93号、平成30年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

議 長

これより討論を行います。討論はありませんか。

ただいま、討論の申し出がありましたので、発言を許可します。

1 番山口議員。

1 番  
山口議員

「川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、反対討論を行います。「高すぎる国保税は生活を圧迫している」、町民の切実な声です。本町の国保税は、16年ぶりに引き下げが実現し、1世帯あたり約1万円の負担軽減となりました。しかし、依然として国保税の高い水準が続くことから、更なる国保税の引き下げが求められます。今年度据え置きとなると、高すぎる国保税の実態は改善されず、所得に占める国保税の割合は、1人あたり13.4%と高率の水準となります。所得に占める国保税の割合を全国平均の1人あたり約10%に引き下げるために、必要となる本町における財源は約1,300万円と試算されます。更に、積み増しされた基金保有金額4,500万の一部を取り崩せば、国保税を引き下げることは十分に可能です。そもそも、本町の基金保有金額は、近隣自治体と比較してもたいへん大きな金額で、「国保の財政運営が県に移行したら、高額な国保税になるから段階的に値上げをして備えよう」ということにより、ここ数年間の連続した値上げで保有されているものであり、本来、国保の納税者に還元されるべきものと考えます。また、国保税の「均等割」の仕組みは、子どもが多い世帯ほど国保税が高くなります。ゼロ歳児にもかかる国保税の「均等割」を廃止すれば、高すぎる国保税を引き下げられるだけでなく、子育て支援にもつながります。国保は、単なる助け合いの仕組みではなく、町民の命と健康を守るものであり、国民皆保険の最後の砦と言える社会保障制度です。町民の「国保税の負担を軽減してほしい」の願いに答えて、更に国保税の引き下げをはかる決算が必要です。国保税の引き下げの財源は、債権保全の徹底などで無駄な財政支出をなくし、近隣自治体と比較しても高額な保有基金の取り崩し、国庫支援金の活用、一般会計からの繰り入れなどで十分可能です。町民に思い負担を強いる国保税の決算に反対し、私の討論を終わります。

議 長

ただいま、反対討論がありましたが、賛成討論のある方はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

「議案第93号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。

この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「多数」であります。

- 議 長 よって、「議案第93号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々 続いて、「議案第94号、平成30年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第94号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。  
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「多数」であります。
- 々 よって、「議案第94号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々 続いて、「議案第95号、平成30年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第95号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。  
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第95号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々 続いて、「議案第96号、平成30年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。  
これより採決に入ります。
- 々 この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第96号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。  
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求

- 議長 めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第96号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々 続いて、「議案第97号、平成30年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第97号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。  
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第97号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々 それでは続いて、総務教民常任委員長から「陳情審査結果報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。  
3番高良総務教民常任委員長。
- 3番高良総務教民常任委員長 令和元年9月12日。  
川本町議会議長、飯田武則殿。  
総務教民常任委員会委員長、高良敏幸。  
陳情審査結果報告書。  
本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。  
記。1、受理番号、陳情第2号。件名、6月定例会一般質問における、人権侵害事案とする質疑について。  
付託年月日、令和元年9月6日。審査年月日、令和元年9月6日。審査の結果、趣旨採択とすべきもの。  
以上でございます。
- 議長 以上で、総務教民常任委員長の報告を終わります。
- 々 それでは、「令和元年、陳情第2号」に対する質疑を行います。

- 議 長 質疑はありませんか。  
 (「ありません」の声あり)  
 質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
 (「ありません」の声あり)  
 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。  
 この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「陳情第2号、6月定例会一般質問における、人権侵害事案とする質疑について」に対する、委員長報告は「趣旨採択とすべきもの」であります。  
 この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
 挙手「多数」であります。
- 々 よって、「陳情第2号」は委員長報告のとおり、「趣旨採択とすべきもの」とすることに「決定」いたしました。
- 々 それでは、続いて、産建町民常任委員長から「陳情審査結果報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。  
 4番石川産建町民常任委員長。
- 4番石川産建町民常任委員長 令和元年9月12日。  
 川本町議会議長、飯田武則殿。  
 産建町民常任委員会委員長、石川達也。  
 陳情審査結果報告書。  
 本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。  
 記。1、受理番号、陳情第2-2号。件名、半部地区にある町有地(町営住宅の跡地)に若者向け住宅建設の陳情。  
 付託年月日、平成30年9月7日。審査年月日、令和元年9月6日。  
 審査の結果、趣旨採択とすべきもの。
- 々 2、受理番号、陳情第3号。件名、笹畑地区に若者向け住宅建設の陳情。  
 付託年月日、平成30年12月6日。審査年月日、令和元年9月6日。  
 審査の結果、趣旨採択とすべきもの。

議 長 以上で、産建町民常任委員長の報告を終わります。

々 それでは、「平成30年、陳情第2-2号」に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。5番植田議員。

5番 植田議員 「趣旨採択とすべきもの」というふうになっておりますけれども、私はこの町、人口減少がどんどん進んでいる中で、また財政状況を見ますとあちこちにこういう投資が出来る状況ではないと思っております。これから先、出来るだけ行政としては、行政サービスを行うにあたり効率の良い町をつくらなくてはならない。またコンパクトな町をつくっていかなくてはならない。こういう中で、こういう事案に対しては、きちんとした答えを出してあげるのが議員としての使命じゃないかと思っております。私のような考え方の議員は委員の方はおられなかったらどうか、お聞きいたします。

議 長 4番石川委員長。

4番 石川委員長 産建町民常任委員会の質疑の中で、そのような意見は出ませんでした。議員の皆さん、ご承知のとおり若者住宅につきましては、因原にも三原にも木路原、多田地区にも建設をされております。産建町民常任委員会といたしましては、半部と笹畑この地区と、三原、因原、多田、木路原、この地区が違うというような考えをもって話し合いはしませんでした。現在、出ております陳情は、笹畑、半部地区であります。産建町民常任委員会としては、出来る事なら建設してあげたいという意見が大勢を締めましたが、促「採択」という事には至りませんでした。それは予算的なこと、また今年度、来年度は既に建設予定地が決定しているということ。またそれぞれの拠点作りをどう考えるか議論する余地がある事なく等から、今回は「趣旨採択」という結論になりました。以上でございます。

議 長 よろしいですか。  
（「はい」の声あり）  
はい、他に質問はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。

- 議 長           この採決は、「挙手」により行います。
- 々           「陳情第2－2号、半部地区にある町有地（町営住宅の跡地）に若者向け住宅建設の陳情」に対する、委員長報告は「趣旨採択とすべきもの」であります。
- この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
- 挙手「多数」であります。
- 々           よって、「陳情第2－2号」は委員長報告のとおり、「趣旨採択とすべきもの」とすることに「決定」いたしました。
- 々           次に、「平成30年、陳情第3号」に対する質疑を行います。
- 質疑はありませんか。
- （「ありません」の声あり）
- 質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々           これより討論を行います。討論はありませんか。
- （「ありません」の声あり）
- 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々           これより採決に入ります。
- この採決は、「挙手」により行います。
- 々           「陳情第3号、笹畑地区に若者向け住宅建設の陳情」に対する、委員長報告は「趣旨採択とすべきもの」であります。
- この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
- 賛成「多数」であります。
- 々           よって、「陳情第3号」は委員長報告のとおり、「趣旨採択とすべきもの」とすることに「決定」いたしました。
- 々           次に、日程第2、「議案第58号、川本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。
- これより討論を行います。討論はありませんか。
- （「ありません」の声あり）
- 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

- 議 長           これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
                  「議案第58号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「全員」であります。  
                  よって「議案第58号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々               次に、日程第3、「議案第59号、職員の勤務時間に関する条例の一部を  
                  改正する条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  （「ありません」の声あり）  
                  討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
                  「議案第59号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「全員」であります。
- 々               よって「議案第59号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々               次に、日程第4、「議案第60号、消防団員の定員、任免、給与、服務等  
                  に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。  
                  これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  （「ありません」の声あり）  
                  討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
                  「議案第60号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「全員」であります。
- 々               よって「議案第60号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々               次に、日程第5、「議案第61号、川本町集落集会所の設置及び管理に関  
                  する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  （「ありません」の声あり）  
                  討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
                  「議案第61号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「多数」であります。

- 議 長 よって「議案第61号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第6、「議案第62号、川本町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。「議案第62号」について、賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「多数」であります。
- 々 よって「議案第62号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第7、「議案第63号、三原まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。「議案第63号、」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「多数」であります。
- 々 よって「議案第63号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第8、「議案第64号、川本町公共交通事業者用バス車庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。「議案第64号、」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

議 長

挙手「多数」であります。

よって「議案第64号」は原案のとおり、「決定」いたしました。

々

次に、日程第9「議案第65号、川本町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。通称、尾原集会所です。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。

「議案第65号、」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「多数」であります。

々

よって「議案第65号」は原案のとおり、「決定」いたしました。

々

次に、日程第10、「議案第66号、川本町高齢者・若者活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。通称、三谷地区農産物処理加工施設であります。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。

「議案第66号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「多数」であります。

々

よって「議案第66号」は原案のとおり、「決定」いたしました。

々

次に、日程第11、「議案第67号、川本町農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。笹遊里と道の駅の公園です。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。

- 議 長 「議案第67号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「多数」であります。
- 々 よって「議案第67号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第12、「議案第68号、川本町農林漁業体験十週間の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。通称、笹遊里です。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第68号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「多数」であります。
- 々 よって「議案第68号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第13、「議案第69号、川本町農業近代化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。ライスセンターです。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第69号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「多数」であります。
- 々 よって「議案第69号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第14、「議案第70号、川本町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

議 長

これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第70号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。  
（「挙げておりません」の声あり）  
挙手「多数」であります。

々

よって「議案第70号」は原案のとおり、「決定」いたしました。

々

次に、日程第15、「議案第71号、川本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第71号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「多数」であります。

々

よって「議案第71号」は原案のとおり、「決定」いたしました。

々

次に、日程第16、「議案第72号、川本町谷戸小集落地区水道給水条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第72号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「多数」であります。

々

よって「議案第72号」は原案のとおり、「決定」いたしました。

々

次に、日程第17、「議案第73号、川本町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。すこやかセンターです。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）

- 議 長 討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 　　これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第73号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
　　挙手「多数」であります。
- 々 　　よって「議案第73号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 　　次に、日程第18、「議案第74号、川本町保健センターの設置及び管理  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたしま  
す。すこやかセンターです。
- 々 　　これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
　　討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 　　これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第74号、」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
　　挙手「多数」であります。
- 々 　　よって「議案第74号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 　　次に、日程第19、「議案第75号、川本町久座仁老人福祉センターの設  
置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題  
といたします。久座仁集会所です。
- 々 　　これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
　　討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 　　これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第75号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
　　挙手「多数」であります。
- 々 　　よって「議案第75号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 　　次に、日程第20、「議案第76号、川本町高齢者コミュニティセンター  
の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を  
議題といたします。朝霧館です。

- 議 長           これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
                  「議案第76号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「多数」であります。
- 々               よって「議案第76号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々               次に、日程第21、「議案第77号、川本町給水条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
                  「議案第77号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「多数」であります。
- 々               よって「議案第77号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々               次に、日程第22、「議案第78号、水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
                  「議案第78号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「全員」であります。
- 々               よって「議案第78号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々               次に、日程第23、「議案第79号、川本町農業集落排水処理施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。

- 議 長           これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
                  「議案第79号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「多数」であります。
- 々               よって「議案第79号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々               次に、日程第24、「議案第80号、川本町都市公園条例の一部を改正する  
                  条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
                  「議案第80号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「多数」であります。
- 々               よって「議案第80号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々               次に、日程第25、「議案第81号、川本町道路占用料徴収条例の一部を  
                  改正する条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
                  「議案第81号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「多数」であります。
- 々               よって「議案第81号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々               次に、日程第26、「議案第82号、川本町郷土資料館設置及び管理に関  
                  する条例及び川本町郷土資料館の休止に関する条例を廃止する条例の制定に  
                  ついて」の件を議題といたします。

- 議 長           これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
                  「議案第82号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「多数」であります。
- 々               よって「議案第82号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々               次に、日程第27、「議案第83号、かわもと図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
                  「議案第83号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「全員」であります。
- 々               よって「議案第83号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々               次に、日程第28「議案第84号、悠邑ふるさと会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
                  「議案第84号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「多数」であります。
- 々               よって「議案第84号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々               それでは、日程第29「議案第85号、川本町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。

- 議 長 (「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第85号、」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「多数」であります。
- 々 よって「議案第85号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第30、「議案第86号、川本町サウンド・アミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第86号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「多数」であります。
- 々 よって「議案第86号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第31、「議案第87号、川本町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第87号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「多数」であります。
- 々 よって「議案第87号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 それでは、日程第32、「議案第88号、令和元年度川本町一般会計補正予算(第3号)」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。

- 議 長 (「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第88号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第88号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第33「議案第89号、令和元年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第89号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「多数」であります。
- 々 よって「議案第89号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第34、「議案第90号、令和元年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第90号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「多数」であります。
- 々 よって「議案第90号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第35、「議案第91号、令和元年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第91号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第91号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第36、「議案第99号、教育委員会委員の任命について」の  
件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第99号」について、同意することに賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第99号」は原案のとおり、「同意」されました。
- 々 次に、日程第37、「諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について」  
の件を議題といたします。  
ここで、地方自治法第117条の規定により、2番木村議員の退席を求め  
ます。  
(2番木村議員、議場より退席・退場)
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「諮問第1号」について、推薦に同意することに賛成の皆さんの挙手を求め  
ます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって「諮問第1号」について、推薦に「同意」することに決定いたしま  
した。

議 長                   ここで、木村議員の除斥を解除し、出席を求めます。

                          (2番木村議員、議場へ入場し自席へ着座)

々                       それでは、日程第38、「発議第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」を議第といたします。

々                       提出者から提案理由の説明を求めます。6番片岡議員。

6番  
片岡議員               「発議第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」。  
                          上記の議案を別紙のとおり、川本町議会会議規則第13条の規定により、提出します。

                          令和元年9月12日提出。提出者、川本町議会議員、片岡通泰。賛成者、川本町議会議員、圓山達雄。川本町議会議員、大畑茂久。川本町議会議員、植田昌平。川本町議会議員、石川達也。川本町議会議員、高良敏幸。川本町議会議員、木村慶五。川本町議会議員、山口節雄。

々                       新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)。  
                          過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。  
                          しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

                          過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

                          過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

                          現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

                          過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮

6番  
片岡議員

らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。  
以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。  
令和元年9月12日。島根県邑智郡川本町議会。  
なお、提出先は別紙のとおりでございます。

議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありますか。  
〔「ありません」の声あり〕  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

これより討論を行います。討論はありますか。  
〔「ありません」の声あり〕  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「発議第2号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々

よって「発議第2号」は原案のとおり、「決定」いたしました。

々

それでは、日程第39、「閉会中の継続審査、調査の申し出について」の件を議題といたします。

々

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布しておりますとおり、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出がありますので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまでの閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕  
異議なしと認めます。よってそのように「決定」致しました。

々

次に、日程第40、「議員派遣の件について」の件を議題といたします。  
お手元に配布しておりますとおり、議員派遣することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕  
異議なしと認めます。よってそのように「決定」いたしました。

議 長 次に、日程第４１、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。

番外  
三宅町長 令和元年第３回町議会定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶をさせていただきます。議員の皆さまにおかれましては、去る９月６日から本日までの間、９月定例議会という事もございまして、平成３０年度の一般会計及び特別会計の決算認定をはじめ、令和元年度の補正予算等、多くの案件につきまして慎重にご審議をいただき全て原案どおりご認定、議決を賜りましたこと、心から感謝を申し上げます。また期間中にいただきましたご意見等につきましては、今後の行政運営の中で活かして参る所存でございます。今回も人権問題をはじめ、非常に大切なテーマを取り上げていただきました。共生社会が叫ばれて久しくなります。これから一層、競争ではなく、支え合う世の中に向かっていかなければなりません。一人一人、高齢者も子どもも、障がい者だけではなくて、声を上げられない方々にも全ての人たちが尊敬し合う、支え合う、こうした町づくりを更に進めていかなければならないと改めて強く感じた次第でございます。

昨日は、第４次安倍再改造内閣が発足いたしました。令和に相応しい憲法改正原案の策定に向かって、強いリーダーシップを期待しております。

さて、「文化の秋」、「実りの秋」でございます。文化祭や産業祭等も計画されております。米や本町の特産物である西条柿やエゴマの収穫が最盛期になって参ります。まさに、川本町全体が動く秋だなという感じがする次第でございます。議員各位におかれましては、今後の町政の発展のために更なるご活躍、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます、閉会にあたってのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

以上をもって、本日の議事日程は全て終了いたしました。  
長時間にわたり、慎重審議を承り誠にありがとうございました。

これをもって、令和元年第３回川本町議会定例会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

(午前１０時３６分)

この会議録は、川本町議会事務局長 名原 昌 邦 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員